

○ ご利用料金

通常規模型 通所介護費 (介護保険負担割合証1割の方)

ご契約者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	要介護別サービス利用料	6,540円	7,716円	8,953円	10,170円	11,397円
2	1の介護保険から給付される額	5,886円	6,944円	8,057円	9,153円	10,257円
3	(1-2) 自己負担額	654円	772円	896円	1,017円	1,140円
加 算	4 サービス体制強化加算②	(60円) 6円				
	5 個別機能訓練加算 (I)	(466円) 47円				
	6 個別機能訓練加算 (II)	(567円) 57円				
	7 入浴介助加算	(507円) 51円				
	8 口腔機能向上加算	(1,521円) 153円 (2回/月限度)				
	9 認知症加算	(608円) 61円				
	10 中重度者ケア加算	(456円) 46円				
	11 栄養スクリーニング加算	(50円) 5円 ※6月に1回				
	12 処遇改善加算	(I) × 5.9%		(II) × 4.3%		

(介護保険負担割合証2割の方)

ご契約者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	要介護別サービス利用料	6,540円	7,716円	8,953円	10,170円	11,397円
2	1の介護保険から給付される額	5,232円	6,172円	7,162円	8,136円	9,117円
3	(1-2) 自己負担額	1,308円	1,544円	1,791円	2,034円	2,280円
加 算	4 サービス体制強化加算②	(60円) 12円				
	5 個別機能訓練加算 (I)	(466円) 84円				
	6 個別機能訓練加算 (II)	(567円) 114円				
	7 入浴介助加算	(507円) 102円				
	8 口腔機能向上加算	(1,521円) 305円 (2回/月限度)				
	9 認知症加算	(608円) 122円				
	10 中重度者ケア加算	(456円) 92円				
	11 栄養スクリーニング加算	(50円) 10円 ※6月に1回				
	12 処遇改善加算	(I) × 5.9%		(II) × 4.3%		

(介護保険負担割合3割の方) H30年8月～開始

ご契約者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	要介護別サービス利用料	6,540円	7,716円	8,953円	10,170円	11,397円
2	1の介護保険から給付される額	4,578円	5,401円	6,267円	7,119円	7,977円
3	(1-2) 自己負担額	1,962円	2,315円	2,686円	3,051円	3,420円
加 算	4 サービス体制強化加算②	(60円) 18円				
	5 個別機能訓練加算 (I)	(466円) 140円				
	6 個別機能訓練加算 (II)	(567円) 171円				
	7 入浴介助加算	(507円) 153円				
	8 口腔機能向上加算	(1,521円) 457円 (2回/月限度)				
	9 認知症加算	(608円) 183円				
	10 中重度者ケア加算	(456円) 137円				
	11 栄養スクリーニング加算	(50円) 15円 ※6月に1回				
	12 処遇改善加算	(I) × 5.9% (II) × 4.3%				

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)
事業対象者	16,700円 (1月につき)	1,670円	3,340円
要支援1 (1回/W程度)	547円 (1日につき)	55円	110円
要支援2 (1回/W程度)	16,700円 (1月につき)	1,670円	3,340円
	547円 (1日につき)	55円	110円
事業対象者	34,242円 (1月につき)	3,425円	6,850円
要支援2 (2回/W程度)	1,125円 (1日につき)	113円	226円

65歳以上の被保険者のうち合計所得金額が160万円以上の者 (単身で年金収入のみの場合、280万円以上) の方は自己負担額が2割負担となります。(平成27年8月より)

【加算：介護予防通所介護相当】

加算の種類	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
運動器機能向上加算	2,281円	229円	458円
サービス提供体制強化加算 II			
要支援1 (1回/W程度)	243円	25円	50円
要支援2 (1回/W程度)	243円	25円	50円
要支援2 (2回/W程度)	486円	49円	98円
介護職員 処遇改善加算	(I) × 5.9% (II) × 4.3%		